

**申請・届出書 R4 Ver.22.11 のリリース**

申請・届出書 R4 Ver.22.11 のリリースについて、以下のとおりご連絡します。  
なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

**1. 発行プログラム**

システム名	バージョン	(データ変換対象)
申請・届出書 R4	Ver. 22.11 ※1	Ver. 20.10 以降 ※2
申請・届出書 R4 電子申告更新用	e2 ※3	—

- ※1 22.1 用のライセンスで利用可能です。  
また、E i ボード 22.10 以降がインストールされた環境が必要です。
- ※2 データ選択画面に表示される「旧データ」は Ver. 20.10～22.10 です。データ選択時または一括変換でデータ変換をおこなうと、本バージョン (Ver. 22.11) で使用できるようになります。  
(参照「3-4. Ver. 19.21 以前のデータ変換について」)
- ※3 更新の対象は、申請・届出書 R4 Ver. 22.11 以降です。

**2. 日程**

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2022年9月20日(火)
エプソン会計システム「マイページ」	

**2-1. 申請・届出書 R4 電子申告プログラムについて**

申請・届出書 R4 (Ver.22.11) に対応した申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム (e2) の公開も、電子申告 R4 (Ver.22.12) の公開と同日 (2022年9月20日) の予定です。  
対応概要につきましては、電子申告 R4 のシステムインフォメーションもご確認ください。

### 3. システムの対応内容（予定）

システムの主な対応内容は以下のとおりです。

#### 3-1. 国税様式対応

##### ◆電子帳簿保存法の帳票の追加（「05. その他」タブに追加）

① 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書（国税庁の様式、記載例）→記載に合わせて、選択に応じて入力制御を行い、タイトルに取消線を印刷します。

選択

選択

帳簿書類の種類	当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等（上段） 保存場所（下段）
根拠税法 名称 等	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	

② 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の変更の届出書（国税庁の様式、記載例）→記載例に合わせて、選択に応じて入力制御を行い、タイトルに取消線を印刷します。

追加

変更

変更

「旧法第7条第2項」を選択した場合に記載

「規則第5条第3項」を選択した場合は、記載不要→非表示になります。

帳簿書類の種類	変更しようとする日	保存方法	納税地等（上段） 保存場所（下段）
根拠税法 名称 等	年 月 日 (当初の承認を受けた年月日等)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	
	( 年 月 日)	<input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	

◆ 欠損金の繰戻しによる還付請求書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

◆ 法人税の更正の請求書（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

→ 令和4年4月1日以後開始事業年度分が追加されました。

◆申告期限の延長申請書など  
 延長理由により特例の申請書は帳票名が変更（青字部分追加）され、帳票内に文言追加がされました。（左下欄外が「04.06改正」に変更）

①申告期限の延長申請書（帳票名はそのまま、災害その他やむを得ない理由の場合）  
 ②申告期限の延長の特例の申請書→**定款等の定め等による申告期限の延長の特例の申請書**に変更  
 ③申告期限の延長の特例の取りやめの届出書→**定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書**に変更

**申告期限の延長申請書** 新様式

災害その他やむを得ない理由により、決算が確定しないため、又は利益過算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算をすることができないため、法人税計算年度、利益過算等又は所得税計算の算定を定する期間（以下「申告期限の延長の特例の申請書」）による改正前の法人税法第81条の2の規定により

自 令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書の提出期限を下記の期日まで延長し、**追加**

至 令和 年 月 日 申告します。

1 申告期限延長の期日を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は利益過算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算をすることができない理由並びに期日を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他参考となるべき事項 **追加**

（注）定款の定めにより提出期限までに定時総会が開催されない状況にあること等の理由による場合には、「定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書」を適用してください。

**定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書** 新様式

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書 **変更**

納税地 電話番号

代表者氏名

代表者住所

事務簿目録

**追加** **追加**

**定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書** 新様式

定款の定め等による申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 **変更**

◆欠損金の繰戻しによる還付請求書（令和4年4月1日前終了事業年度分）  
 →「令和4年4月1日以後開始事業年度分」が新規追加されたため、現在のものは（令和4年4月1日前終了事業年度分）となり、帳票内の文言や左下欄外が「04.06改正」に変更されました。

◆法人税の更正の請求書(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分) / (平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分) / (平成30年4月1日前終了事業年度分)  
 →現在のものは帳票内の条項に「旧」がつき、左下欄外が「04.06改正」に変更されました。

(平成31年4月1日以後終了令和4年4月1日前開始事業年度等分)

(平成30年4月1日から平成31年3月31日までに終了した事業年度分)

(平成30年4月1日前終了事業年度分)

「旧」が追加

### 3-2. 電子申告対応

今回追加した以下の帳票の手続きに対応します。

- ◆国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の**取りやめ**の届出・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の**取りやめ**の届出
- ◆国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の**変更**届出・国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の**変更**の届出

e-Tax 側で以下の帳票の「新様式」に対応します。

- ◆消費税簡易課税制度選択届出書
- ◆適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）
- ◆適格請求書発行事業者の登録申請書（国外事業者用）

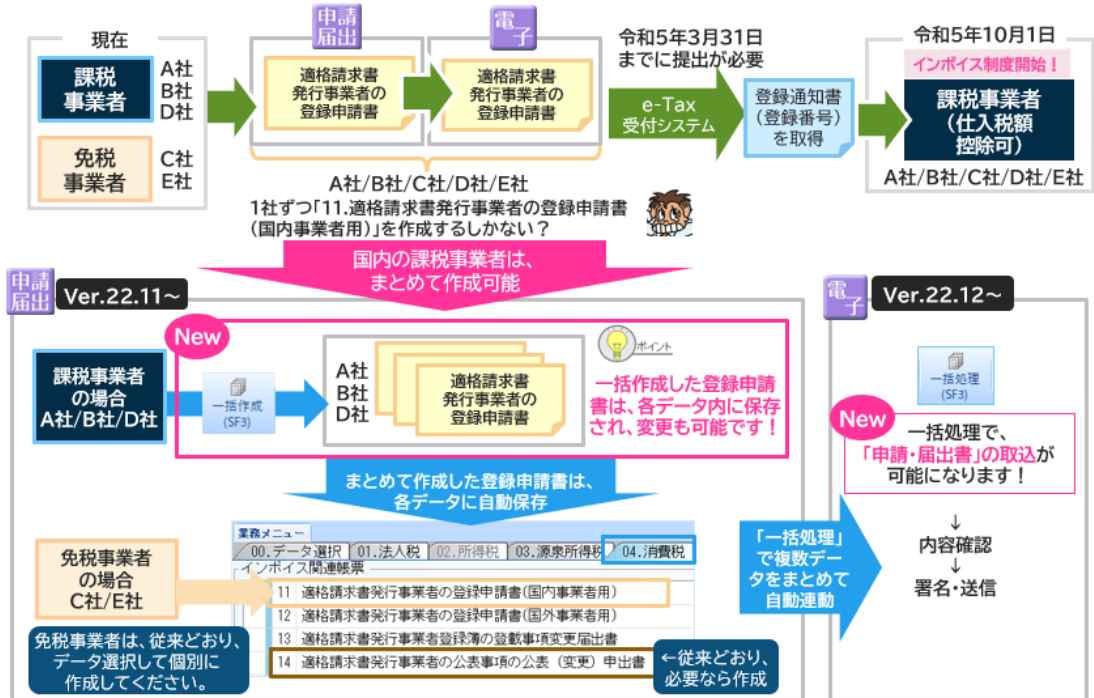
以下の帳票は、e-Tax 側で対応されていませんので、帳票名に（電子申告不可）を表示します。

- ◆「欠損金の繰戻しによる還付請求書」（令和4年4月1日以後開始事業年度分）
- ◆「法人税の更正の請求書」（令和4年4月1日以後開始事業年度分）

### 3-3.機能アップ内容

#### ◆ 「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」の一括作成

令和5年10月1日から始まる「インボイス制度」に向けて、来々令和5年3月31日までに提出が必要となる「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」の作成について、データ選択画面の上部に「一括作成（SF3）」を用意し、課税事業者の場合は複数データまとめて作成できるようにします。



※作成方法などは、[【申請・届出書】「適格請求書発行事業者の登録申請書」を一括作成したい。のQ&A](#)をご覧ください。

※以下は、データにより入力内容が異なるため、従来どおり、データ選択から個別に作成してください。

#### 【対象外】

- ・ 国外事業用の場合
- ・ 免税事業者の場合
- ・ 「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」の作成

#### ◆ 「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」の必須項目のチェック変更

→要望により、前回の「電話番号」と同様に「フリガナ」及び郵便番号を必須項目から外すことにしました。

（要望）フリガナ等を後で登録しようと思っても、エラーで画面が終了できず、上書しないといけないのでチェック対象からはずしてほしい。

The screenshot compares the '前回Ver. 22.10で除外' (Excluded in Ver. 22.10) and '今回Ver. 22.11で除外' (Excluded in Ver. 22.11) versions of the form. In the previous version, 'フリガナ' (Kana name) and '郵便番号' (Postal code) were marked as '必須' (Required). In the current version, these fields are no longer required, as indicated by the '必須' label being removed from the corresponding input boxes.

### 3-4.Ver.19.21 以前のデータ変換について

Ver.19.21 以前のデータはデータ選択画面に表示されません。Ver.22.11 起動時に Ver.19.21 以前のデータがあるか検索をおこない、該当するデータが存在する場合にメッセージの表示し、一括データ変換画面を開きます。データを選択して実行すると Ver.20.10 のデータに変換されます。Ver.22.11 でデータを使用する場合は、さらに「旧データ」変換をおこなってください。

## 4. 連動可能な製品バージョン

システム名	バージョン	
電子申告 R4	Ver. 22. 12～	電子申告へ連動
事務所管理 R4 (顧問先管理)	Ver. 21. 11～	ファイリング機能

以上、よろしく願いいたします。